

茨城県子ども計画（案）に関する意見募集の結果について

県では、茨城県子ども計画（案）に関するパブリックコメントを実施し、広く県民の皆様から意見を募集しました。

この度、お寄せいただきましたご意見の概要及びそれらに対する県の考え方について、以下のとおり公表いたします。なお、お寄せいただきましたご意見は、取りまとめの都合上、趣旨を要約・補足させていただいておりますのでご了承ください。

ご意見につきましては、茨城県子ども計画を策定する上で参考とさせていただきます。今回、ご意見いただいた皆様に厚く御礼申し上げます。ご協力ありがとうございました。

1 募集期間

令和6年（2024年）12月13日（金）～令和7年（2025年）1月16日（木）

2 閲覧場所

- ・茨城県のホームページにて掲載
- ・福祉部子ども政策局内、行政情報センター、各県民センター県民福祉課、県立図書館で閲覧

3 意見の募集の結果

(1) 意見数

意見者数：60名・団体（個人：59名、法人・団体：1団体）
延べ意見件数：103件

(2) 茨城県子ども計画（案）に関する意見募集結果 別紙のとおり

4 意見募集時の公表資料

- ・（資料1）茨城県子ども計画（案）の概要
- ・（資料2）茨城県子ども計画（案）
- ・（資料3）茨城県子ども計画（案）（やさしい版）

5 お問い合わせ先

〒310-8555 水戸市笠原町978-6
茨城県福祉部子ども政策局少子化対策課 企画・結婚支援グループ
TEL：029-301-3261 FAX：029-301-3264
E-mail：kosodate@pref.ibaraki.lg.jp

No	意見要旨	県の考え方
1	人権教育と同様に、包括的性教育も、性的虐待やハラスメントの予防教育を含み、子どもたちが安全に過ごせる環境を作るために欠かせません。子どもたちは自分の体について理解し、他者がその境界を侵すことが許されないことを学び、権利を主張できるようになるべき。そのため包括的性教育を取り組んでほしい。	ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」で提唱されている包括的性教育は学習指導要領に示されていない内容であることから、現在実施しておりませんが、各学校では、人権教育や、道徳の授業等と関連させながら性に関する指導を教科等横断的に実施しており、御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。
2	P23こどもまんなか社会について コロナの影響でマスクが外せない、あるいは外しても口を隠して話をするようになってしまっている、思春期の子たちが顔を晒すことに抵抗が起きてしまった驚きの事実を、きちんと見てほしい。マスクの実際の効果効能あるいはリスクなどは本当であればもちろんしっかりと伝えたい事ですが、何よりも「子どもが自然と顔を出せない」この現実を、こどもまんなか社会と謳うのであればしっかりと真ん中で向き合ってもらいたい。	社会情勢の変化に伴い、生活様式や価値観は移り変わっていくものですが、新型コロナウイルスによりその傾向はさらに加速しているものと思料しております。どのような社会環境においても、子どもたちが幸せな社会を実現できるよう、社会全体で取り組んでいきたいと考えております。御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。

施策2 ライフステージを通じた取組

No	意見要旨	県の考え方
3	P26 I多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりについて ・中学校の部活動の民間移行が急激に、大した整備もされないまま実施されてしまっており、子ども本人が活動を望んでいるにも関わらず、短時間での活動しか許されず、制限されている。 現在、1. 子どもの教育を受ける権利は侵害されている。 2. 地域による格差が生じている。3. 経済格差が生じている 4. 本来、そこに通う子どものためにあるはずの公的施設なのに、子どもが使えない状況という権利侵害がおきている。 安全ばかりを重視しすぎて、体験が制限されている事態を解決し、保護者と教員へ体験活動の重要性を教育すべき。公園でのボール遊び禁止といった、子どもの遊びを制限するルールは撤廃すべき。子どもの遊ぶ場所が公園でしか許されない状況であることが問題になっていると思われる。 ・教職員の働き方改革はもっともだと思うが、部活動が地域移行されることを心配しており、部活動は学校で行われることが大切だと思う。 部活動を続けたい先生には手当を出して今までどおりにしたり、学校で今までと同じように活動できるように準備はできないものか。 ※類似意見計2件	学校部活動については、生徒数の減少による休部や廃部により、生徒が希望する活動ができない状況が増えており、希望するすべての子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に参加できる環境を整備するため、地域移行は急務であると考えております。そのため、地域クラブへの移行に向けた実証事業を実施しており、地域クラブの創設や指導者の確保、費用負担の在り方等について検証を進めているところです。また、指導を希望する教員については、兼職兼業の許可を得て地域クラブで指導にあたる環境が整備されてきております。体験活動においては、失敗から学ぶことも多く、適切な安全配慮の上で、社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、想像力、変化に対応する力、異なる他者と協働する能力等を育むことが大切である旨を青少年教育施設の事業などを通じて取り組んでおり、引き続き、多様な機会や手法を通して啓発して参ります。御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。
4	P27 茨城県のマンガなど有害図書規制について深い懸念を抱いている。特に性表現に焦点を当てた現行の規制は、他のメディア（ネット、テレビ、ゲーム等）に対して適用される基準との間に不均衡を生じさせている。 さらに、県の指定が原因で販売禁止や絶版に至るケースが存在することは、作家や出版社にとって大きな打撃。メディアリテラシーの向上を目指す教育的取り組みと共に、年齢に応じた適切なアクセス制御の仕組みを考えるべき。表現の自由は社会の進歩と直結している。茨城県は、文化の多様性と創造性を尊重し、保護するために、現行の有害図書規制に再考を求める。	有害図書等（DVDやゲームを含む）の指定につきましては、条例の趣旨に照らし、性表現だけでなく、粗暴性又は残虐性を生じさせるおそれや、犯罪や自殺の誘発、心身の健康を害するおそれがあるものについて指定しております。販売そのものを禁止するものではありませんが、青少年に対する販売や閲覧などを防止する観点から、陳列方法の制限等を行うこととなりますので、他の都道府県の対応も参考にしながら、外部の有識者による審議会の意見を聴いた上で慎重に行っております。また、メディアリテラシーの向上においては、関係機関に対して情報モラル教育に関する講習の実施を依頼する等の取り組みにより、青少年の情報モラルやメディアリテラシーの向上に努めているところです。御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。
5	P27 2(2)子ども・若者が活躍できる機会づくりについて 国際感覚の育成をすることが書かれているが、「異文化を理解し広い視野を持った人財を育成」するためには、自国の正しい歴史や文化を学び愛国心を育てることをまず最初に明記すべき。 グローバル人材に必要な思考力やリーダーシップを育成するためには、英語講座をする前に国語力とそれに基づく論理的思考力を鍛えるべき。その文言が全くないのが問題である。	国際感覚を育成するためには、国語力を基盤としたうえで、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛することは重要であると考えております。このため、施策2-1多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりにおいて、郷土を愛する心を育成するため、本県の良さを再発見し、郷土の歴史を学び、伝統と文化を尊重できる取組をすることとしており、御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。

No	意見要旨	県の考え方
6	P.28 2(2)④帰国・外国人児童生徒への支援(P47再掲も同様) 「文化的配慮の充実」は削除してもよいのではないかと。日本において、日本国民が、外国人に対して、格別に文化的「配慮の充実」ということを考える必要はないのではないかと。どうしても受容できないというものがあるのなら、それについては、個人で対処するとの対応を「徹底」すればよいのではないかと。	学校においては、日本人を含む全ての児童生徒等が、我が国の言語や文化に加えて、多様な言語や文化、価値観について理解し、互いを尊重しながら学び合い、異文化理解や多文化共生の考え方が根付くような取組を進めることが重要であると認識しております。御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。
7	P.28 (3)一人ひとりが尊重されるダイバーシティ社会づくりの項目は、全部削除しても良いのではないかと。多文化共生、ダイバーシティ、各種共同参画等の在り方は、既に何年も先行する各国(ヨーロッパ、アメリカ等)で、種々の点から、失敗、撤退、撤回、反転のトレンドとなっており、日本茨城県が、同じ失敗、同じ轍を、周回遅れで後追いする必要はないのではないかと。	全てのこどもが、国籍や性別などにとらわれず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して暮らせるためには、一人ひとりが尊重され多様性を認め合うダイバーシティ社会の実現に向けた取組が重要であると考えております。
8	色々な遊びや機会の所で学童の適用要件が厳しく申し込みができない状態。住んでいる地区も子供が少なく近所で子供同士遊ぶ機会がない。可能であれば希望者全員が学童に通えるように体制強化してほしい。昔の様に近所の子供同士でサッカーや野球をする機会が無くかわいそう。	放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の預かりを行う事業です。放課後の遊びと生活の場となるよう、市町村と連携しながら放課後児童クラブの受入拡大を図るとともに、こどもの多様な体験活動を実施している放課後子供教室との連携を推進していきます。
9	子どもの健康・保健に関連する箇所(こども・若者への切れ目ない保健・医療の提供など)には、子どもへの受動喫煙の危害について触れられていない。子どものいる場所(特に家庭内など、また利用施設や屋外でも)での喫煙・タバコ(受動喫煙)は止めるべき、との周知徹底と施策・規制がより一層必要ではないかと。	望まない受動喫煙を防ぐため、引き続き、県民や施設管理者等に対し、受動喫煙の健康影響や法律に準じた受動喫煙防止対策について情報提供を行ってまいります。 P29施策2 II 2 (1) ①正しい知識の普及啓発において、栄養や運動、飲酒や喫煙等の生活習慣についての正しい知識を持つこと等の普及啓発について追記しました。
10	・性教育において、生徒が年齢に応じた生理的な知識を理解することは非常に重要。教育の中で、実践的かつ科学的な情報を提供することで、生徒が自分の体や感情に対する知識を持ち、適切に自己管理できるように促進することが求められる。また、思春期における恋愛感情や相手との関係性の築き方についての指導や、自己決定権と同意に関する教育も重要と考える。 ・早すぎる性教育が海外で問題になっている。まだ興味もないうちに、わざわざ興味を引き起こす教育をすることが逆に問題である。最近の性教育は行き過ぎている。行政が介入しすぎる取り組みには反対。 ※類似意見計2件	性教育のあり方については、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて、性に関する正しい知識を理解させるとともに、自分や他者を尊重し、相手を思いやる心を育てることをねらいとしており、今後も、国が示している学習指導要領に沿って各学校へ指導してまいります。御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。
11	障害のある子は就学前に支援センター等で療育を受けられるが、就学すると放課後デイサービスが主になる。我が家は放課後デイサービスが使えないので、支援センターを就学後も通える環境にし、親の状況も伺えるようにしてほしい。	児童発達支援センターは、未就学児を対象としております。 御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。
12	昨今、子供の貧困という課題が出てきているが、目で見える貧困と目に見えない貧困があると思う。どんな子供でも学べる場所作りや、食べることへの不安がないように提供できる食堂作りなどがあるとありがたい。子供達にとってどんな環境であれば、幸せに生活ができるのか、幸せと感じるのか、実感できる計画を立ててもらいたい。	こども食堂には、こどもに食事や居場所を提供するほか、学習支援や多世代交流の場として運営されているケースもあり、その形態は多様ですが、いずれのこども食堂においても、その活動が一層活性化されるよう、総合的に支援してまいります。 また、本計画は「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる『こどもまんなか社会』の実現」を基本目標としており、こども・若者が幸せを実感できるよう、各種の取組を進めてまいります。
13	こども食堂を500件以上増やすと書いてありましたが、ご飯が食べられないほど貧しい子どもを見たことがなく違和感がある。 データを見る限り高校進学もほぼできているように思う。	こども食堂は、貧困世帯への支援に限らず、広く開かれた地域コミュニティとして、地域でこどもを支え、見守る仕組みづくりにも寄与することから、こどもが健やかに成長していけるよう、こどもの貧困の解消に向けた対策とこどもの居場所づくりの両面からその取り組みを支援してまいります。

No	意見要旨	県の考え方
14	児童養護施設の待遇改善について。待遇改善とは、例えば児童養護施設の子どもたちに大学へ行くことを奨励したり、子ども一人当たりに対する人員を多くしたりすること。児童養護施設にいる子どもたちが、家族を持つことを夢に思うように思う。今は結婚や子育てに色んな支援やサービスが整っているし、少子化対策になるように思う。	児童養護施設等においては、計画に記載のとおり、6人程度のユニットを一つの生活単位として整備する小規模化を進めております。小規模化することで、子ども一人当たりの職員数が充実し、きめ細やかな支援を実施することができま す。 また、児童養護施設の子どもたちが大学進学できるよう、塾などの学習費や受験費用に対する補助に加え、進学後の生活費などの貸付制度があります。さらに、進学するための相談窓口を設けており、奨学金などの支援制度を紹介することもできます。 児童養護施設等や里親の下で暮らしている子どもが、家庭で育つ子どもに比べて選択肢が少なくなることがないように、今後とも支援の充実を図ってまいります。
15	P37 こどもの災害時の避難所問題、離乳食や泣く事、アレレギー、多動、車椅子、医療ケア児など特別な配慮がいる子供やストレス問題、遊ぶものなど食べ物問題、外国人などの子供の問題、など避難所問題について全く考えられていないのは東日本大震災やその後の震災などの教訓が生かされていないようで残念。	茨城県こども計画では、こどもまんなか社会の実現へ向けて、施策の方向性を記載しており、個別具体の事項については、別途各計画に記載がございます。県民の災害対策については、茨城県地域防災計画に記載がありますので、ご覧ください。 https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/bousaikiki/bousai/bosaikeikaku.html 乳幼児や障害者、外国人などの要配慮者に関して災害時の支援のための協力体制の整備（P109～）や、心のケア（P266～）、平常の学校教育の実施が困難となった場合の児童生徒の安全及び教育の確保（P289～）等の記載がございます。 御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。

施策3 ライフステージ別の取組（こどもの誕生前から幼児期まで）

No	意見要旨	県の考え方
16	P42「現在は、保幼小間での交流行事などの取組が進んできているものの、形式的な連携にとどまっていることが多く、架け橋期（5歳児から小学校1年生の2年間）のカリキュラムの充実・改善が必要となっています。」とあるが、私が思うに、まず、カリキュラムを始めるのであれば、こどもよりも先に先生、講師の育成、講習を充実させるほうが良いと思う。まず、子どもの環境をなどと提案するのであれば、その環境を率先して形作る大人から対応して欲しいと思う。	第3章-施策3-II主な取組(4)において、幼児教育・保育と小学校教育の接続の中心となる担当者の人材育成に向けた研修を実施することとしております。また、県では、保幼の先生を対象に、先生のかかわりや環境の構成などについての研修会を実施しているほか、保育園や幼稚園と小学校同士で授業参観や意見交換等の連携について指導・助言をしており、引き続き、取り組んでまいります。御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。
17	幼稚園と小学校、小学校と中学校など進学元と進学先の先生同士の連携がさらに発展することで、生徒個人個人が切れ目なく見守られる社会の実現が叶えられると考える。	第3章-施策3-II主な取組(4)において、幼児教育・保育と小学校教育の接続の中心となる担当者の人材育成に向けた研修を実施することとしており、御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。
18	ぜひ病児保育施設やシッター制度をもっと充実させてほしい。働いている保護者はどうしても休めない時に子どもが体調不良になった場合、絶望感に襲われ、もうこれ以上子どもは産めないなど思ってしまう。子どもを産むなら仕事を辞めるという選択しかなくなる。安心して働ける+安心して子どもを預けられる+急な体調不良でも預かってもらえる状態であれば、子どもをもう一人、という選択肢が増えるのではと思う。	第3章-施策3-II主な取組(2)において、延長保育、一時預かり、病児保育等の保育サービスの充実を図ることとしております。引き続き、多様な保育ニーズに対応できるよう取り組んでまいります。 御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。

施策4 ライフステージ別の取組（学童期・思春期）

No	意見要旨	県の考え方
19	P44～46 「施策4 ライフステージ別の取組（学童期・思春期） I質の高い公教育（1）こどもが安心して過ごし学ぶことができる質の高い公教育」について この取り組みに、学校への生理用品の設置を組み込んでほしい。	県内の全ての学校には児童生徒が緊急時に生理用品を活用できるよう常備しており、今後も、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう支援していきたいと考えます。御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。
20	公立普通小学校の教育内容、働く先生方の環境（お給料や働き方）など、学校のあり方そのものの改革が必要。 健常者と障害者を分ける教育も、健常者が右向け右の教育を受けていると、弱者となってしまう障害者へ手を差し伸べる余裕などがなくなってしまう要因ではないか。	御意見の内容について、こどもたちの学びのため、教員の働き方改革の着実な推進に取り組んでいるところです。また、本県におきましては、インクルーシブ教育の理念に基づき、障害のあるこどもと障害のないこどもが、相互の正しい理解と認識を深め、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育む「交流及び共同学習」を推進しております。今後も、交流及び共同学習の充実に努めて参ります。 御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます、引き続き、学校における職場環境の改善に取り組んでまいります。

No	意見要旨	県の考え方
21	P45 学校のバリアフリー化やインクルーシブ遊具などの設置を進めてほしい。	<p>県立学校では、茨城県公共施設等総合管理計画においてユニバーサルデザイン化の実施方針を定め、学校施設の改修・更新に当たっては、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず誰もが利用しやすい環境の整備に取り組んでいるところで</p> <p>す。</p> <p>市町村立学校については、その設置者である市町村ごとに、学校施設のバリアフリー化等に取り組んでいるところであり、引き続き、関係通知の周知等バリアフリー化の推進を促してまいります。</p> <p>今回いただいた御意見を踏まえ、今後の学校施設の環境整備に努めてまいります。</p>
22	P45 インクルーシブ教育システムの推進 「一人一人のこどもの障害の状態や発達段階に応じた指導や支援を一層推進します」とあるが、懸念されることのひとつに宿題がある。学校からの宿題が義務であるかのように捉えられ、やらせたい親とやれない子との間で親子関係悪化の要因にもなっている。一人一人の状況にあった学習を推進するためにも、一律の宿題は廃止の方向を打ち出すべき。	<p>県立特別支援学校におきましては、こども一人一人の障害の状態や発達段階に応じた指導の一環として、必要に応じて、家庭の協力を得て個に応じた家庭学習を実施する場合があります。引き続き、家庭と連携を図り、個に応じた指導の充実にも努めてまいります。</p> <p>また、宿題につきましては、各学校の教育方針の下、児童生徒の発達段階を踏まえながら実施しているものと認識しております。御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
23	<p>・校則を見直す際には、個々の学生の背景や特性に配慮し、過度に厳格で画一的な規則ではなく、多様性を尊重したルールを制定することが重要。例えば、髪型や服装の規定について、文化や宗教的背景を考慮した柔軟な対応が求められる。生徒が自己表現できる範囲を広げることで学校生活をより充実したものにする。</p> <p>・本当に必要な校則なのであればきちんとした説明と理由がほしい。</p> <p>※類似意見計2件</p>	<p>施策4-I 質の高い公教育-主な取組において、校則の見直しを行う場合には、その過程でこどもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で決めていくことが望ましいことを、学校や教育委員会等に対して周知することとしております。引き続き、学校生活の充実のため、校則の見直しについて市町村や学校等に助言するなど、御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
24	<p>「質の高い公教育」を実現するためには、具体的な目標を掲げるべきと考える。</p> <p>目標1 20人以下、副担任配置で、きめ細かい指導 目標2 入学時から全ての子どもに個別最適支援計画を作成し、オーダーメイド教育を実施</p>	<p>施策4-I 質の高い公教育-主な取組において、基礎学力の定着・向上等のための少人数教育の推進や、多様な教育的ニーズに対応できる学びの場を確保し、一人一人のこどもの発達段階に応じた指導や支援を充実させることとしており、加えて、毎年度、学校教育指導方針を作成し、すべての公立小中学校等が共通認識のもと、質の高い公教育の実現を目指して教育活動に取り組んでおります。御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
25	<p>公教育の質の向上・人材育成・いじめ・不登校の対策・虐待への対策 上記を含む、こどもに関する多くの課題に対して長期的に確実に効果を生むアプローチとして、教員の人手不足解消と優秀な人材確保のための大幅な待遇改善が必須だと考える。</p>	<p>教員不足の解消と優秀な人材の確保については、本県教育の充実に向けた喫緊の課題と認識しております。御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
26	このこども計画は、これから生きていく子どもたちにとっては大事なものとなっていくとを感じる。特にいじめについては、しっかりと行動すべき。子どもたちの未来のためにも、ぜひいじめに関して今以上に対策（被害者のアフターケアや、強制転校させるなどの加害者の処遇の厳罰化）をしてほしい。	<p>第3章-施策4-II-主な取組において、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導又は、その保護者に対する助言を継続的に実施することとしており、これらの取組は「いじめ防止対策推進法」第23条に則っております。御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
27	P48に、いじめの加害児童への指導とあるが、被害者を保護するだけではいじめは減らない。現に不登校など増え続けている。いじめを認知したら加害児童を転校させるなどの社会的ペナルティが必要である。そうすることで初めて、いじめが起きないようにいじめ自体を抑制することができる。これは被害児童が学校生活を続けるためにも必要なことだと思う。是非条例化してほしい。	<p>第3章-施策4-II-主な取組において、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導又は、その保護者に対する助言を継続的に実施することとしており、これらの取組は「いじめ防止対策推進法」第23条及び令和2年4月1日に施行された「茨城県いじめの根絶を目指す条例」に則っております。御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
28	不登校の支援として、その親が子供たちを追い込む事のないように、不登校は悪ではなく、誰にでも起きうる事、どの様に対応したらよいかを事前知っておくだけで全く違うと思う。	<p>不登校は誰にでも起こり得るものであるという視点に立ち、児童生徒の支援では、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、社会的な自立を目指すことが大切であると考えております。御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
29	校内フリースクールの設置について 教室から出てくる子供達の困り事を早期に観察し考え、適切な支援に繋げるような体制がほしい。民間のフリースクールなどとも連携して、個々に応じた支援の提案や橋渡しをしてもらえる環境整備を希望する。 ※類似意見計2件	<p>不登校児童生徒の居場所をつくることは大切であると考えており、県内の学校に校内フリースクールの設置と民間フリースクールの運営を支援しているところです。御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>

No	意見要旨	県の考え方
30	P48 II 2 (1) ②不登校、ひきこもり等のこども・若者への自立支援 現行案では内容が不十分だと思われる。現実には不登校に至るまでに本人の中に様々な学習、生活面におけるつまづきがあり、それを周囲にも十分理解されないために、不登校に至ると考えられるため。茨城県においても、他県での取組『全ての小中学校に作業療法室』のように、全ての小中学校に作業療法室を設置することが望ましいと考える。 ※類似意見計2件	県では、学習面や生活面でつまづきのあった児童生徒に対して、専門機関等と連携して相談・指導を受けられる体制を整えたり、校内フリースクールの設置を促進したりすることで支援の充実を目指しております。御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。
31	・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの必置、勤務日数の増加、配置人数の増加について 子供が不登校になると、親子関係は物理的にも精神的にも近くなりやすく、家族の関係も悪くなりやすい。その家族の状況にもよるが、家族の中に他人が入る事で空気の流れを変えられる事もあると思う。アウトリーチ支援のできる人が子供と関係を作ってくれる事はとても大きな意味がある。 ・公立の「学びの多様化学校」の開校、「校内教育支援センター」の設置を促進することを提案する。 ※類似意見計2件	スクールカウンセラーについては、公立学校全校に配置しており、児童生徒の相談の機会の確保に努めております。また、スクールソーシャルワーカーについては、学校に派遣することで、児童生徒の困難な生活状況の改善に努めており、さらに毎年度拡充しているところです。 「学びの多様化学校」の開校、「校内教育支援センター」の設置については、不登校児童生徒の居場所をつくることは大切であるため、現在県内の学校に校内フリースクール（校内教育支援センター）の設置を促進している旨追記しました。 御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。
32	施策4 II 2 (1) ②不登校、ひきこもり等のこども・若者への自立支援にて、「茨城県自殺対策計画に基づき（中略）支援の充実に取り組みます。」と書かれているが、具体性がなく、不十分。子どもや若者の自殺対策を推進するためにも、「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、「茨城県子ども計画」に取り入れて、推進することが必要。	自殺対策の具体的な取組につきましては、下記を参照ください。 https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/seishin/20240331.html （県ホームページ 茨城県自殺対策計画） 県としては、「校内オンライン相談窓口」の推進、「SOSの出し方教育」資料の作成、一人一台端末を活用した「心の健康観察」等を自殺予防対策として実施しております。 今後も、本県の現状や施策の有効性について精査し、いただいた御意見も踏まえて取組を検討してまいります。
33	子どもが病気(出席停止)で数日～1週間ほど休まなければならない時の学習補助がどうなっているか。担任によるが、自主学習がほとんど。保護者が教えるのにも限界があるので、担任任せではなく、欠席が長くなる場合はどうするか補習などきちんと統一してほしい。	学習補助をする欠席日数を含め、一律に対応を決めることは困難なため、各学校の判断によるものと考えます。御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。
34	取組4について 授業や講演会などで、心が折れた時の立ち直り方や考え方を具体的に伝える場があると良いと思う。失敗してもいい世の中を伝えてほしい。	学校では、発達段階に応じて、体育や保健体育の授業で「心の健康教育」として不安や悩みへの対処を取り上げているほか、各学校で「SOSの出し方に関する教育」を推進することとしており、引き続き、心の健康の大切さ、不安や悩みがあった時の対処方法の指導や、相談相手・窓口の周知に取り組んでまいります。 御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。
35	給食をオーガニックにしてほしい。農薬が子どもの身体からも検出されている研究もある。農薬使用が増えてから、発達障害も増えている。	学校給食で有機農産物を使用することは、児童生徒に地域の農産物に関する理解や生産者の努力、食に対する感謝の心を育む上で、意義のあることと認識しております。このため、県では、学校給食の献立を担当する栄養教諭などを対象とした研修会において、有機農業の意義やその効果、生産者の情報などを周知しております。県としては、引き続き、研修会等を通じて、市町村や県立学校に対し、有機農産物の学校給食での活用について理解促進を図ってまいります。

施策5 ライフステージ別の取組（青年期）

No	意見要旨	県の考え方
36	大学まで学費無償化にしてほしい。 物価も上がり、社会保険の壁で思うように働けないし、大学まで行きたいところに行ける環境を作してほしい。 ※類似意見計3件	施策5-I 地域力を高める人財育成や高等教育の就学支援-主な取組において、経済的な理由によって修学が困難とならないよう、県独自に奨学金の貸与を実施することとしており、御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。
37	取組み5 進学の補助で、専門学校やFランクは対象外としてほしい。GMACH以上、国公立、医学部に手厚くしてほしい。神栖市はコンビナートがあるので高卒就職した方が生涯賃金も恵まれている。	施策5において、就学支援については経済的な理由によって修学が困難とならないよう、県独自に奨学金の貸与を実施することとしております。 また、就労支援については自分が望む仕事を見つけ、就職できるように支援するとしており、御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。

No	意見要旨	県の考え方
38	<p>・P49 高等教育への支援に、「若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施します。」とあるが、家庭の経済状況とは、扶養人数を無視していないか。大学無償化は子供の年齢に要件があり、年が少し離れた兄弟では適応されない。</p> <p>・奨学金については親の収入で判断するのではなく、意見をきくなどもっともな理由で受け入れてほしい。</p> <p>※類似意見計2件</p>	<p>施策5-I 地域力を高める人財育成や高等教育の就学支援- 主な取組において、経済的な理由によって修学が困難とならないよう、扶養人数を考慮した家計基準を設け、県独自に奨学金の貸与を実施することとしており、御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
39	<p>P49 いじめなどの環境的な理由や金銭的な理由から進学や通学を断念してしまう人にも進学するチャンスや学習に励む環境を提供するとともに、若者が地域で活躍する場を提供することを目的として「県立塾」を提案する。県内の教員志望の学生が中心となって退職された元教員の方や教員免許取得者の方と共にボランティアで先生になり、地域の公民館や図書館で勉強を教える場を設ける。生徒側は、金銭面を気にすることなく塾に入塾することができ、先生側は教員になる前段階から指導力を向上させることができる。そして、県内の進学率の向上や茨城県の教育の質の向上にもつながると考える。</p>	<p>施策2-1-2④で記載のとおり、地域住民の参画を得た学習活動や体験活動の支援に取り組むこととしております。御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
40	<p>P49 活動場所を提供することによって生じるメリットが不明確。開放した施設を託児所として設定するなど、明確な目的を持った開放を行うべき。</p>	<p>当該取組は、若者たちが自発的に地域の課題を見つけ、それらを解決するための取組を進めるにあたっては、その活動の場を提供していこうとするものです。提供した場でどのような活動を行うかは、若者たち自身が決めることを想定しております。また、提供する場については、社会教育施設を想定していることから、関係団体との連携づくりや学習機会を提供するなどの力添えが可能となるメリットがあると考えております。御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
41	<p>施策5の婚活はクラレか旭硝子は会社単位で社会貢献活動の一環で婚活パーティー等開催していたと思う。コンビナート各社等従業員が多い会社には同じ様な取り組みを促す方が良いと思う。病院や保育園等では看護師、保育士は女性が多いので参加してもらえと開催しやすいと思う。個人的にやると人間関係の問題が発生するので県政、市政、企業の人事が中心となって取り組むと安心して参加できると思う。その結果結婚、定住、出産と進んで行き税収も安定すると思う。</p>	<p>いばらき出会いサポートセンターにおいて、会員制のマッチングシステムによるパートナー探しの支援を行っています。</p> <p>また、結婚支援コンシェルジュ等の取組により、市町村や企業・関係団体における結婚支援の取組を支援しているところであり、御意見の内容につきましても、今後の参考にさせていただきます。</p>
42	<p>P52 経済的に余裕がないため結婚を見送る人が多い。休業支援などは勿論のこと、結婚や子どもへの給付金など、経済的支援を重点的に行ってほしい。</p>	<p>結婚の意思がある方に聞いた、独身でいる理由として、経済的な理由を挙げる方が多くいることを把握しているところであり、新婚世帯に対する新生活のための費用を補助する市町村の取組支援や、子育て世帯への経済的支援を引き続き行ってまいります。</p>
43	<p>アルバイトの賃金上昇。</p>	<p>経済の好循環実現に向け、最低賃金の引き上げをはじめとする、賃上げに引き続き取り組んでまいります。</p>

施策6 子育て当事者への支援に関する取組

No	意見要旨	県の考え方
44	<p>・地域の中に子育てを手伝ってもらえる環境とあるが、子ども会は共働きだったり、習い事の都合で参加が難しい、役員に選出されると負担といった理由で加入しない家庭も多く、統廃合が進んでいる。子どもの居場所になるには、父母以外の大人の力を借りられる環境を整えなければ難しいのではないか。</p> <p>・P54 グラフから育児面の負担で仕事と子育ての両立、自分の時間がないと回答した人が多いため、児童の習い事の無料送迎サービスを提案する。</p> <p>※類似意見計2件</p>	<p>ファミリー・サポート・センターなど地域における子育て支援の充実を図り、安心して子育てできる環境づくりを進めていきます。</p> <p>御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
45	<p>P54 施策6 子育て当事者への支援に関する取組について、多子世帯への支援については保育料にのみ言及されている。茨城県は関東で唯一高校無償化への多子世帯への配慮がない。所得制限のラインは、子ども5人の世帯でも同じでよいと考えているか。</p>	<p>高校授業料を支援する就学支援金については、国が定める基準に基づき、一定の多子世帯の扶養控除等も考慮された課税標準額（課税所得額）をもとに支給可否を判断しているところ です。</p> <p>また、経済的な理由によって修学が困難とならないよう、扶養人数を考慮した家計基準を設け、県独自に奨学金の貸与を実施しております。御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>

No	意見要旨	県の考え方
46	取組6について 育児、家事への男性の意識改革が必要。まだまだ子育ては母親という意識が大きい方がいる。いろんな働き方があるのを知らない方は退職する方法しか考えないと思うので、妊娠がわかった時点でのいろんな働き方がある説明をするのが良い。 経済的問題で、経験できる事の差も出てきている。その差をなくす為に、学校や地域で、無料で参加でき、いろんな体験できる機会があれば、良い。学校の先生方に負担になってしまうのかもしれないが、家族でできない事をできる学校はありがたい。	県では、男女共同参画社会を実現するため、出前講座などを通じ、県民への意識啓発や企業等と連携した経営層の意識改革など、性別による固定的役割分担意識の解消に取り組みます。 P53 若い世代のライフプランの形成促進 「産前・産後休業や育児休業、母性健康管理指導事項連絡カードなど、妊娠婦や父親が利用できる制度の周知に努めます。」と記載しております。 施策2-I-1で記載のとおり、地域や育成環境によって体験活動の機会に格差が生じないように配慮しつつ、こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達程度に応じた多様な体験・遊びができるよう、地域資源も生かした機会や場を意図的・計画的に創出する必要があると考えており、同2-(1)-④に記載のとおり、地域住民の参画を得た学習活動・体験活動支援を進めることとしております。御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。
47	仕事が忙しすぎて、自分の子供の育児、躾など自分の思うようにいかず、悩んでいる。夫は、かなり家事育児に協力的な方ですが、仕事が時間内では終わらず、残業や休日出勤をしている。労働基準法はあっても、どうしてもそれ以上働かなくてはならない状況をなんとかしたい。	県では、企業における働き方改革を促進し、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すため、経済団体や労働団体と連携し、県内優良事例の普及啓発や経営者の意識改革などに取り組みます。 また、育児や介護など様々な制約を持つ人が社会で活躍できるよう、多様な働き方が可能となる労働環境づくりを促進するとともに、男性の家事・育児への参画を促進します。
48	P.54の子育て当事者の支援に関する取組で、主な取組に、「安心して子供を産める茨城県を目指すための取組」を追加してほしい。 もしくは、P.51の主な取組に「出産を希望する夫婦への経済的支援」を入れてほしい。貧困家庭だけでなく、普通の家庭にも支援をし、若くても安心して沢山子供を産めるようにお金を使うべきである。	出産を希望する夫婦への経済的支援については、子ども・子育て支援法に基づき、P39に記載しております妊婦のための支援給付を支給することで引き続き支援してまいります。
49	いばらきっずカードはモバイルにならないのか。	いばらキッズカードの電子化の検討を含め、引き続き子育て家庭を地域、企業、行政が一体となって応援する機運を醸成し、こども連れでの外出を温かくサポートできる地域づくりや、こどもを持って良かった、子育てが楽しいと感じられる環境づくりを進めてまいります。
50	ランドセル、小学校体操着、中学制服、指定自転車、高校制服、どれも値段が高すぎる。 朝ご飯を食べられない、又は家庭の事情によって食べて来れない子への簡単な朝食を配る事ができたらとてもいい1日をスタートできると思う。	学校での食育を通じて、児童生徒や保護者に対し、朝食摂取の重要性や適切な栄養管理に関する知識等の啓発に努めてまいります。御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。
51	妊娠に関しては一切出費が発生しないような取組をしてほしい。中には貧困や誰にも言い出せない環境により悲劇が起こる事もあるようなので女性と胎児が安心して医療を受けられるようにしてほしい。	現在、出産をする際は、県の事業ではありませんが、出産育児一時金が支給され出産費用に対する経済的な負担の軽減が図られております。 ただ、出産費用は自由診療であり医療機関ごとに費用が異なっているため、出産育児一時金の支給金額以上の費用がかかる場合がございます。このため、現在、国において保険の適用に向けた議論が進められていることから、その動向を注視しているところです。 また、出産費用に対する直接的な支援ではありませんが、県では、妊娠家庭への経済的な支援として妊娠時と出産時にそれぞれ5万円を給付する出産・子育て応援事業を国や市町村と連携し実施しております。 さらに、県では、いばらき妊娠・子育てほっとライン等の相談窓口の設置や、相談支援従事者等への研修等を実施することで、妊娠や出産に悩む方が孤立せず、周囲に相談しながら適切な判断や行動がとれるよう支援をしておりますので、引き続き周知に取組んでまいります。
52	茨城県は、中・高校生の授業料の補助や給食費の補助もない。 子供計画を掲げるのであれば、まず子供が学びやすい環境やそれに付随する親への負担補助や補助金で乳幼児だけでは無く、本当に負担金額が大きくなる年を扶養しているところに手を差し伸べてほしい。 ※類似意見2件	第3章-施策2-III-2-(1)-③就学支援の充実において、こどもの就学に必要な学費や、その他の必要な費用について、各種給付金等により経済的に支援し、併せて、奨学金の貸付や、生活困窮世帯向けの給付を実施することとしております。また、給食費（学校給食における食材費）については、法令で保護者が負担することとされておりますが、各市町村においては、何らかの公的負担を実施し保護者負担の軽減を図っております。御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。

No	意見要旨	県の考え方
53	近年不登校が増え、共働きも影響していると思う。親が子どもと接する時間がもてる働き方や支援をしてほしい。また、最近物価高で苦しく親も疲弊している。こどもばかりの支援が考えられているが、親も心も体も元気でいられるように親と子の支援を考えてほしい。	県では、企業における働き方改革を促進し、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すため、経済団体や労働団体と連携し、県内優良事例の普及啓発や経営者の意識改革などに、引き続き取り組んでまいります。また、育児や介護など様々な制約を持つ人が社会で活躍できるように、多様な働き方が可能となる労働環境づくりを促進してまいります。子育てに対する経済的負担の軽減や、地域子育て支援の充実等、安心して子育てができる支援に、引き続き取り組んでまいります。
54	取組6について 再来年より6中の制服が変わるとのことで、兄弟のお下がりを着せることができず、お金がかかる。制服代は高いと思う。また、小中一貫校というのであれば、体操服とジャージを同じデザインものにすれば、買い替えの必要もなく、費用を抑えることができる。 小学校のランドセルの配布は素晴らしい試みだと思う。	御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。
55	取組6において、自家用車を持たない子育て当事者に対して、交通機関の充実や支援の環境作りを推奨してほしい。	御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。

その他意見

No	意見要旨	県の考え方
56	計画全体の目標が「こどもまんなか社会の実現」という抽象的な表現にとどまり、具体的な成果指標や目標値が明確でないため、取り組み的な進捗や効果を測定するのが難しく、今後重点視する施策の定量、定性目標値、及び予算配分に関する言及がない。 計画期間の5年間のうちのいつから何を始めて、いつまでにどの程度達成したいのかがこの計画からは読み取れないので、具体的な内容については明示してもらいたい。 ※類似意見計9件	取組の進捗につきましては、指標を設定し、毎年目標へむけての状況確認を行うとともに、茨城県少子化対策審議会に報告し、意見を求め、必要に応じ見直しを行ってまいります。また、指標一覧を掲載しております。 第1章に上記を追記するとともに、指標掲載箇所を明記いたします。
57	P9 大学生や専門学生の一人暮らしの支援金を出してほしい。	家庭の経済力を理由に、高校卒業後の進学先が限定されないことにつきましては、第3章-施策6-1-2-(1)-①に記載のとおり、経済的な理由によって修学が困難とならないよう、奨学金の貸与を実施することとしております。 御意見の内容につきましては、今後の、こどもの生活や学習支援に関する取組の参考とさせていただきます。
58	計画案には子どもや若者の声を反映する仕組みについての記載がなく、真に「こどもまんなか社会」を実現するには当事者の意見収集や参加プロセスが不足している。 今回のパブリックコメントをもって、意見聴取しているとするのは、不十分である。	こども・若者の意見を聴取するための効果的な仕組みを検討してまいります。また、その旨を施策1 I 2 (1) こどもまんなか理念の普及啓発に追記いたします。 また、こども又はこどもを養育する者や、その他の関係者の意見を反映するため、基礎調査を行っており、第2章を中心に結果を記載しております。
59	水戸市からも都内の大学へ通うことができるように朝や夕方の電車の本数を増やしてほしい。自宅から通うことができれば水戸市に住む若者も増えるし、水戸市に残って仕事をする若者も増えるので結果的には市の人口が増え活性化に繋がる。	御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。
60	計画案に使う言葉の使い方について。デジタルシティズンシップ教育、プレコンセプションケア、STEAM教育といった、カタカナ用語をあまりにも多用しすぎである。県民が理解できるように言葉選びをしてほしい。なぜここまでカタカナ用語を多用する必要があるのか。注釈いれるくらいなら、日本語を使って、わかりやすい文章を作ってほしい。	計画案に使う言葉の使い方につきましては、日本語で言い換えが可能な場合は日本語で記載し、カタカナ用語が固有名詞である場合には、日本語に替えると意味が変わったり冗長になる等の問題があるため、注釈を入れる対応をとらせていただいております。わかりやすい文章となるよう努めてまいります。
61	子どもの成長の中で1番大切なことは、“食”が大事だと思う。栄養を摂ることも、ただ食べればよい、お腹がいっぱいになればよい。のではなく、どれだけ質の良いものを食べられるか。	県では、茨城県食育推進計画（第4次健康いばらき21プラン）に基づき、関係者との連携の下、幅広い世代の県民が食育を通じて生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進しております。 学校・保育所等においては、こどもの望ましい食習慣の形成を目指すための食育の取組について定めているほか、家庭や地域においては、こどもが健やかに成長し、将来の健康のために望ましい食生活を送るための食育について規定しております。引き続き本計画に基づき、関係者と連携した取組を行ってまいります。

No	意見要旨	県の考え方
62	小さいこどもの支援ばかり考えられているが、こどもが自立できるまでの支援を考えてほしい。	施策5において、青年期への支援の充実に取り組むこととしており、御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。
63	多子世帯で障害のある子もいて所得制限のある家庭が一番きつい。小児慢性特定疾患、特児手当、支援学校の用品代、放課後等デイサービス等に所得制限がある。マル福は近県は無料なのに、茨城県600円。働いて頑張っても多額の税金を納め、そのうえ各制度に所得制限があることを検討してほしい。本当に所得制限は必要か。	<ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額については、児童福祉法に基づき、医療費支給認定保護者または医療費支給認定患者の階層区分に応じて定めております。 ・特別支援学校の就学費用については、国が定める基準に基づき、負担能力の程度に応じて必要な経費を補助しているところです。 ・放課後等デイサービスを含む障害福祉サービスは所得に応じて、利用制限ではなく利用者負担上限月額が規定されています。 ・小児マル福制度は、現在は県内全市町村が独自に所得制限を撤廃していることから、実際には所得制限はありません。 ・また、小児マル福における自己負担の600円は、医療機関の適正利用を進める観点より御負担いただいておりますが、御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。
64	税負担が増えており、子ども政策に税金を使ったら、さらに税負担が増えるように思い、不安。歳出を減らしてほしい。	御意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。
65	その他の御意見（パブリックコメント実施目的に沿わない意見） 1件	-

意見84件

こどもからの意見

No	意見要旨	県の考え方
1	(取組2) 横断歩道に立っていても止まってくれる車が少ない。車が威張っている。(小学生・低学年)	おうだんする人のあんぜんのため、こうつうあんぜんきょうういくやこうつうしどう、こうほうかつどうをして、ドライバーがこうつうルールをまもるようにしていきます。
2	(取組2) 小中学校の周辺(学区内)に、子供たちが集まれるような屋内の施設の設置を希望する。屋外の公園は夏は暑く冬は寒いし、コミュニティーセンターや福祉センターは静かにしてはならない。(中学生)	みんなが参加できる児童館、子供教室や、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の預かりを行う放課後児童クラブ等、放課後のこどもの居場所の充実に取り組んでいきます。 ご意見の内容については、今後の参考にします。
3	(取組2・取組4) ・虐待や家族の困りごとを解決するための支援があるのはとてもいいこと。でも、ほくたち子どもは、どんなときにどこに相談したらいいのかかわからないことが多い。たとえば、学校で「困ったときに相談できる場所」や「相談のやり方」を教えてくれる時間がもっとあると安心する。 いじめっことは、怒られないといじめをやめないで、相談窓口より、先生の方がすぐに対応してくれる。また、担任の先生に相談しづらいことを他の先生や代わりに話を聞いてくれる先生や大人を増やしてほしい。 ・Wi-Fi環境が整っていない等の理由により、相談できない子供も中には居るということに関しても考えてほしい。(小学生・高学年、中学生) ※類似意見計4件	保護者からの暴力など、虐待を受けた場合は、「いばらき虐待ホットライン」(電話番号189)というところで電話による相談ができます。 いじめを受けた場合は、「いじめ・体罰解消サポートセンター」(県内5か所。メールや電話など)や「子どもホットライン」(電話番号029-221-8181のほか、メールやFAXなど)という相談窓口があります。その他、小・中学校では、自分が相談したい先生に相談できる「校内オンライン相談窓口」を開設しています。 皆さんが困ったとき、相談できる場所にすぐに繋がるように、場面ごとの相談場所や相談方法について、わかりやすい伝え方を考えます。皆さんの悩み事や困りごとが解消されて、安心感につながるよう取組みます。 ご意見の内容については、今後の参考にします。
4	(取組4) 弟に障害があり支援学校に行っているが、同じ学校に障害のある子もない子も通えるようにしてほしい。(年代不明)	今後、インクルーシブ教育の考えにより、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で学ぶための環境を整え、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援に取り組んでいきます。ご意見の内容については、今後の参考にします。
5	(取組4) 放課後遊ぶ時間を増やすために、塾でやっている勉強を学校の授業でやってほしい。(小学生・高学年)	ご意見の内容については、今後の参考にします。
6	(取組4) いじめについて 対応策を考える上では、いじめの詳細な事例についての記述があった方が効果的だと思う。「いじめの発生件数」などのデータはあったが、地域や分類(暴力関連、SNS関連、性関連など)に関する情報を公開してほしい。いじめが起りやすい地域と、そう顕著でない地域に分かれるのではないか。より詳細で具体的な調査を行い、もし行っているならば、個人情報には十分に配慮する形で、より一般に公開したほうが、現状よりもっと効果的な啓発に繋がると考える。時間が経過しても高い頻度でいじめが起りやすい、いわば「いじめの土壌」をなるべく早期に発見、特定した上で、常駐、あるいはそれに近い形での観察を行うことを提案する。(中学生)	いじめ防止対策推進法やいじめ重大事態の調査に関するガイドライン等に沿ったいじめの気づきができるように、教職員研修や各協議会で、いじめの詳しい内容等を交えて検討し、教職員の資質の向上に努めています。 また、いじめを未然に防ぐことは重要であると考えており、児童生徒が安全で安心して通学できる、魅力ある学校づくりを進めています。 なお、いじめの地域毎の発生件数については、公開することで特定の地域にいじめが多い又は少ないなどの印象を与える恐れもあることなどから公開はしていませんが、ご意見の内容については、今後の参考にします。
7	(取組4) 不登校になってから支援するのではなく、不登校になる前の段階で、「毎日学校に来ていてえらい」とほめ、不登校を防げばよい。今学校にきちんと来ている人が行きやすい、過ごしやすい、不登校になる理由がない学校づくりをするのが最優先。いじめは防ぐより増やさない、抑えることが重要。いじめを防ぐならば教師の教育の方が効果が大きいのではないか。(中学生)	本県では、児童生徒が安心して学べる魅力ある学校・学級づくりに取り組んでいるところです。ご意見のとおり、「不登校になる理由がない学校」となるよう、今後も取り組んでいきます。 いじめを未然に防ぐことは重要であると考えており、児童生徒が安全で安心して通学できる、魅力ある学校づくりを進めています。また、現在実施している教員研修でも、事例等を交えての検討会を行っています。さらに充実をさせていきます。
8	(取組4) 制服を廃止してほしい、校則をもっと緩くしてほしい、差別をなくしてほしい。 小学校の先生にもっと社会勉強をしてほしい。また、人の気持ちがわかる人を先生にしてほしい。子供の意見を聞く時間を取り入れてほしい。(小学生・高学年)	現在、県内の多くの学校で、児童生徒による校則の見直しが進められています。県としても、児童生徒が主体的に意見を出し合って、学校生活をより良くしようとする取組を支援するよう学校に助言しているところです。ご意見の内容については、今後の参考にします。
9	(取組4) 6時間授業を減らしてほしい。 学活でタブレット学習やプログラミング、季節行事の準備など、友だちと創作活動に取り組む時間を増やしたい。 英語を習いたい。毎朝15分でも日本人の先生とも英語で挨拶をしたり、会話する時間があるといい。(小学生・低学年)	学校でがくしゅうする時間はきまっていることから、じゅぎょう時間はそれぞれの学校がきめています。また、英会話も含めて、学活でやりたいことは、ちよくせつ学校の先生にもにそうだんしてみてください。 なお、学校での英語のべんきょうは、小学校3年生の「外国語活動」から始まります。 ごいけんは、これから学校をよりよくする方法を考えるための参考にします。

No	意見要旨	県の考え方
10	(取組5) 医療的ケアや車椅子利用でも在宅ワークだけではなく、社会に出て働けるような仕組みを作って、選択肢を増やしてほしい。(小学生・高学年)	県では、働く意欲のある障害者が働けるように、障害者を雇いたい企業への支援や、障害者の働き方を雇い主に理解してもらい取組を行っています。ご意見の内容については、今後の参考にします。
11	(取組6) 子供が生まれなくなったら、悲しい。赤ちゃんがどんどん生まれるようにしてほしい。(小学生・低学年)	けっこんをしたい人に出あいのばをつくり、子そだでのまねむきなじょうほうを出すことに、これからもとりくんでいきます。
12	(その他) パブリックコメントについて ・もう少しわかりやすい様式にしてほしい。高校生や大学生が「一般」に含まれるのかが曖昧で分かりづらい。 また、電子メールですらもはや、若い世代には身近なものではなくてきた今の時代で、メールアドレスや氏名の入力なしにコメントを気軽に行える手段を拡充したほうが効果的だと思う。 ・意見を伝える機会があるのは嬉しいが、名前が必須なことに少し疑問を感じる。(中学生) ※類似意見計2件	氏名等の記入により、誹謗や中傷等を防ぐことや、メールアドレス等の記入により、提出があった意見の照会ができるため、氏名等の記入をお願いしております。 ご意見の内容については、今後の参考にします。
13	(その他) 障害がある弟は、所得制限で支援学校で使うものにお金がかかったり、デイサービスに行けない。ぼくは習い事もできない。親は病院に行くのにお金がないから我慢している。親にもマル福があってもいいと思う。(年代不明)	特別支援学校の就学費用については、国が定める基準に基づき、所得により必要な経費を補助しているところです。御意見の内容につきましては、今後の取組の参考にします。 障害福祉サービス(放課後等デイサービス等)の利用料は原則、サービス利用料の1割を自己負担いただくこととされていますが、所得により軽減措置(自己負担上限月額)がございいます。 マル福は、妊産婦、小児、ひとり親家庭、重度心身障害者を対象とし、対象者が健康で生活が安定できるように行っています。対象者の親を対象にしたマル福の適用につきましては、ご意見として参考にさせていただきます。
14	その他の御意見(パブリックコメント実施目的に沿わない意見) 2件	-

意見19件